大垣市長賞授与要綱

　(趣旨)

第1条　この要綱は、大垣市における教育、芸術、文化、体育、産業、福祉等の振興を図るため、団体又は個人が主催する各種大会等(以下｢事業｣という。)に対する大垣市長賞(以下｢市長賞｣という。)の授与について必要な事項を定めるものとする。

　(授与の範囲)

第2条　市長賞の授与の範囲は、次に掲げる事項を満たす事業に係るものとする。

　⑴　事業が市民を対象とすること。

　⑵　事業の参加者が概ね50人以上であること。

　⑶　前2号のほか、特に市政の発展に功績大であると市長が認めたとき。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業については、市長賞の授与は行わない。

　⑴　特定の思想、宗教又は結社を支持する事業

　⑵　営利又は商業宣伝を主目的とする事業

　⑶　公序良俗に反するもの又はそのおそれがある事業

　⑷　その他市長賞を授与することが不適当な事業

　(申請)

第3条　市長賞の授与を行う事業の主催者(以下｢主催者｣という。)は、授与を受けようとする日の1月前までに市長賞授与申請書(第1号様式)に事業の概要を示す資料を添付して市長に提出しなければならない。

　(承認)

第4条　市長は、前条の申請書等を審査し、適当と認めたときは、市長賞の授与を承認する。

　(授与の方法)

第5条　市長賞の授与は、主催者への賞状の交付により行う。

2　前項の賞状は、当該事業の表彰方法を勘案し複数枚交付することができる。

　(報告)

第6条　市長賞の授与を受けた主催者は、事業終了後速やかに市長賞授与事業実績報告書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

　(委任)

第7条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**第1号様式(第3条関係)**

**大垣市長賞授与申請書**

**年　　月　　日**

**大垣市長 　　　　　 様**

**住 所**

**団 体 名**

**代 表 者**

**連 絡 先 TEL**

**次のとおり市長賞を授与くださるよう申請します。**

**１．事業名**

**２．事業目的**

**３．事業内容**

**４．開催日**

**５．場 所**

**６．賞状文案**

**７．賞状枚数（内訳）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **大垣市長　　　　　印** | **年　月　日** |  |  |  |  |  |  | **市　長　賞** | **賞　　　　状** |

**第2号様式(第6条関係)**

|  |  |
| --- | --- |
| **大垣市長賞授与事業実績報告書** | |
| **年　　月　　日**  **大垣市長 　　　　 様**  **主催団体名**  **所 在 地**  **代表者氏名**  **連 絡 先 ℡**  **次のとおり実施しましたので報告します。** | |
| **事業名** |  |
| **開催期日** | **年 月 日（ ）から**  **年　 月 日（ ）まで** |
| **開催場所** | **所在地**  **名 称** |
| **参加者数** |  |
| **事業内容** |  |
| **市長賞受賞者** |  |